

薬食発0325第23号
平成27年3月25日

各都道府県知事 殿

鼻炎用内服薬の製造販売承認基準について

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

一般用医薬品のうち、鼻炎用内服薬の製造販売承認については、「鼻炎用内服薬製造（輸入）承認基準等について」（平成5年1月29日付け薬発第64号厚生省薬務局長通知。以下「旧基準」という。）により取り扱ってきたところですが、今般、旧基準の見直しを行い、別紙「鼻炎用内服薬の製造販売承認基準」（以下「本基準」という。）により行うこととしたので、下記の点にご留意の上、貴管下関係業者に対し、周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるようご配慮願います。

本基準は平成27年4月1日以降に製造販売承認申請される品目について適用します。また、本基準の施行に伴い、旧基準は廃止します。

記

- 1 鼻炎症状の緩和に用いることを目的として調製された内服用の薬剤（かぜ薬、アレルギー用薬（じんま疹、湿疹・かぶれによるかゆみ等の効能又は効果を併せ持つ製剤をいう。以下同じ。）、漢方処方にに基づく製剤及び生薬のみによる製剤を除く。）には、本基準が適用されること。
- 2 本基準に基づき製造販売承認を受けようとする者は、承認申請書の備考欄に「一般用」に併せて「鼻炎用内服薬の製造販売承認基準による」と記載すること。



- 3 この通知の発出の際、現に製造販売承認申請中のもの及び本基準の適用の日前に製造販売承認申請がされたものについては、本基準に照らし所要の措置をとらせること。
- 4 既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、「旧基準」と規定されているものは、「本基準」と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。
- 5 本基準の内容については、科学的知見等の集積を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

別紙

鼻炎用内服薬の製造販売承認基準

1 鼻炎用内服薬の範囲

ここでいう鼻炎用内服薬の範囲は、鼻炎症状の緩和に用いることを目的として調製された内服用薬剤（かぜ薬、アレルギー用薬、漢方処方に基づく製剤及び生薬のみからなる製剤を除く。）とする。

2 基準

鼻炎用内服薬の基準は、次のとおりとする。

なお、この基準に適合しないものにあっては、有効性、安全性及び配合理由についての資料の提出を求め、それに基づき審査する。

(1) 有効成分の種類

- ア 配合できる有効成分の種類は、別表1に掲げるものとする。
- イ 配合しなければならない有効成分は、別表1のI欄に掲げるものとする。
- ウ 別表1の各欄に掲げる有効成分は、別に定める場合を除き、相互に配合することができる。
- エ 別表1のI欄、III欄、IV欄又はV欄に掲げる有効成分を配合する場合は、同一欄内においては1種に限る。
- オ 別表1のII欄に掲げる有効成分を配合する場合は、1項においては2種までとし、2項においては1種に限る。ただし、dL-メチルエフェドリン塩酸塩及びL-メチルエフェドリン塩酸塩又はプソイドエフェドリン塩酸塩及びプソイドエフェドリン硫酸塩は、それぞれ同時に配合してはならない。
- カ 別表1のI欄2項に掲げる有効成分を配合する場合は、経口液剤及びシロップ剤以外の製剤に限る。また、VI欄に掲げる有効成分と同時に配合してはならない。

(2) 有効成分の分量

- ア 別表1に掲げる各有効成分の1日最大分量は、別に定める場合を除き同表に掲げる量とし、1回最大分量は1日最大分量の1/3とする。ただし、経口液剤及びシロップ剤の場合の1回最大分量は、1日最大分量の1/6とする。
- イ 別表1のII欄1項の有効成分とV欄の有効成分を配合する場合におけるV欄の有効成分の1日最大分量は、同表に規定した量の1/2とする。

ウ 別表1のII欄に掲げる有効成分を2種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が2を超えてはならない。

エ 別表1のI欄に掲げる有効成分の1日量の下限は、1日最大分量の1/2とする。

オ 別表1のII欄、III欄及びV欄に掲げる各有効成分の1日量の下限は、1日最大分量の1/5とする。

カ 別表1のIV欄及びVI欄に掲げる各有効成分の1日量の下限は、1日最大分量の1/10とする。

キ 別表1のI欄2項に掲げる有効成分の1日量は4mgに限る。

(3) 剂形

剤形は、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、経口液剤（エリキシル剤を除く。以下同じ。）及びシロップ剤とする。

(4) 用法及び用量

ア 用法は、原則として1日3回服用するものとし、服用時期又は服用間隔を明記すること。この場合、服用間隔は4時間以上おくこと。ただし、経口液剤及びシロップ剤については1日6回まで服用することとしても差し支えないが、1日6回服用する場合には原則として約4時間の間隔をおいて服用するものとしなければならない。

イ 生後3ヶ月未満の者を対象とする用法は認められない。

ウ 別表1のI欄1項に掲げるプロメタジン塩酸塩・プロメタジンメチレンニサリチル酸塩及びI欄2項に掲げる有効成分を含有する製剤については、15歳未満の者を対象とする用法は認められない。

エ 別表1のII欄1項に掲げるプソイドエフェドリン塩酸塩又はプソイドエフェドリン硫酸塩を含有する製剤については、3歳未満の者を対象とする用法は認められない。

オ 硬カプセル剤並びに直径6mmを超える軟カプセル剤、丸剤及び錠剤については、5歳未満の者を対象とする用法は認められない。

カ 直径6mm以下の軟カプセル剤、丸剤及び錠剤については、3歳未満の者を対象とする用法は認められない。

キ 15歳未満の者における1日最大分量は、別表1に掲げる1日最大分量に別表2の当該年齢区分に対応する係数欄の数値を乗じた量とする。

ク 経口液剤及びシロップ剤の1回最大用量は10mlとする。

(5) 効能又は効果

効能又は効果は、「急性鼻炎、アレルギー性鼻炎又は副鼻腔炎による次の諸症状の緩和：くしゃみ、鼻みず（鼻汁過多）、鼻づまり、なみだ目、のどの痛み、頭重（頭が重い）」の範囲とする。

(6) 包装単位

経口液剤及びシロップ剤の容器の最大容量は、1日最大服用量の4日分を限度とする。

別表 1

有効成分の種類及び1日最大分量

区分	有効成分	1日最大分量
I 欄 1項	アリメマジン酒石酸塩	5 mg
	塩酸イソチペンジル	12 mg
	塩酸イプロヘプチン	150 mg
	塩酸ジフェテロール	90 mg
	塩酸トリペレナミン	100 mg
	塩酸トンジルアミン	50 mg
	塩酸メトジラジン	8 mg
	クロルフェニラミンマレイン酸塩	12 mg
	αクロルフェニラミンマレイン酸塩	6 mg
	ジフェニルジスルホン酸カルビノキサミン	7.5 mg
	ジフェニルピラリン塩酸塩	12 mg
	ジフェニルピラリンテオクル酸塩	4.5 mg
	ジフェンヒドラミン塩酸塩	7.5 mg
	ジフェンヒドラミンサリチル酸塩	7.5 mg
	タンニン酸ジフェンヒドラミン	7.5 mg
	トリプロリジン塩酸塩水和物	6 mg
	プロメタジン塩酸塩	15 mg
	プロメタジンメチレンニサリチル酸塩	40 mg
	マレイン酸カルビノキサミン	16 mg
2項	メキタジン	4 mg
II 欄 1項	フェニレフリン塩酸塩	30 mg
	プソイドエフェドリン塩酸塩	180 mg
	プソイドエフェドリン硫酸塩	180 mg
	dL-メチルエフェドリン塩酸塩	110 mg
	L-メチルエフェドリン塩酸塩	110 mg
	メトキシフェナミン塩酸塩	150 mg
2項	ダツラエキス	総アカロイドとして 0.6 mg
	ベラドンナ(総)アルカロイド	0.6 mg
	ベラドンナエキス	60 mg
	ヨウ化イソプロパミド	7.5 mg
	ロートエキス	60 mg

III欄		プロメライン		12万単位
		リゾチーム塩酸塩		90mg(力価)
IV欄	1項	グリチルリチン酸及びその塩類		グリチルリチン酸として 200mg
	2項	カンゾウ	エキスの場合 (原生薬換算量)	粉末の場合
V欄			5g	1.5g
安息香酸ナトリウムカフェイン		300mg		
カフェイン水和物		300mg		
VI欄		無水カフェイン		300mg
				エキスの場合 (原生薬換算量)
		ケイガイ	3g	—
		サイシン	3g	—
		ショウキョウ	3g	1g
		シンイ	3g	—
		ゼンコ	3g	—
		ビヤクシ	3g	1g

別表2

年齢区分別用量の換算係数

年齢区分	係数
15歳以上	1
11歳以上 15歳未満	2/3
7歳以上 11歳未満	1/2
3歳以上 7歳未満	1/3
1歳以上 3歳未満	1/4
6カ月以上 1歳未満	1/5
3カ月以上 6カ月未満	1/6